



甲南女子大学とエム・シーシー食品株式会社との包括的連携に関する協定書

甲南女子大学（以下「甲」という。）とエム・シーシー食品株式会社（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源を活用し、教育・研究及び人材育成等の分野における連携・協力を通じて、災害への備えの推進を図り、地域社会へ貢献することを目的として、以下のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源を活かしながら相互に連携・協力を推進し、レトルト食品等の調理食品を通じた防災・減災の啓発活動等の社会貢献活動をはじめ、教育・研究および人材育成の質の向上を目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 災害時の食の備えに関する啓発活動に関すること。
- (2) 防災意識の普及・啓発に資するイベントの企画・実施に関すること。
- (3) 学生のキャリア形成支援（インターンシップ等を含む）に関すること。
- (4) 教育・研究に資する商品やコンテンツの共同開発に関すること。
- (5) 健康増進・食育に関すること。
- (6) 教育・文化の推進に関すること。
- (7) その他、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれ連絡調整窓口を設置するものとする。また、相互に協議の上、具体的な取組内容に応じた役割分担を定め、円滑な協力体制の構築に努める。なお、連携協力事項の詳細については、甲及び乙が事前に協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の事項を実施するために必要となる費用、その他活動に必要な費用の負担割合については、甲及び乙協議の上、決定する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、相手方より開示を受け、又は知り得た情報であって、非公開であり相手方から秘密である旨が表示されたもの



(以下「秘密情報」という。)について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合および法による開示を行う場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。）を取り扱う場合、適切な安全管理措置を講じた上で、本協定の目的の範囲内で個人情報を利用するものとし、本協定の目的以外の目的で個人情報を利用してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、自ら、自らの役員、経営関与者又はこれらに準ずる者が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者に該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本協定に違反し又は故意もしくは過失によって相手方又は第三者に損害を及ぼした場合には、自己の行為と相当因果関係の認められる範囲で当該損害を賠償する責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲及び乙協議の上、その対応にあたるものとする。

(協定の変更)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本協定の条項のいずれかを履行しないときは、相手方に催告を行い、なお履行がない場合は、書面による通知をもって本協定を解除することができるものとする。

2 本条の規定は不履行方に対する第8条の損害賠償の請求を妨げない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2026年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲又は乙は、前項の定めにかかわらず、30 日前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(合意管轄)

第 12 条 甲及び乙は、本協定における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄とすることに合意する。

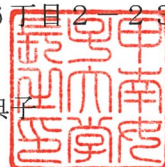
(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2025 年 12 月 15 日

甲 住所：兵庫県神戸市東灘区森北町 6 丁目 2-23
学校法人甲南女子学園
甲南女子大学学長 秋元 典子



乙 住所：兵庫県神戸市東灘区深江浜町 3-2 番
エム・シーシー食品株式会社
代表取締役社長 水垣 佳彦



